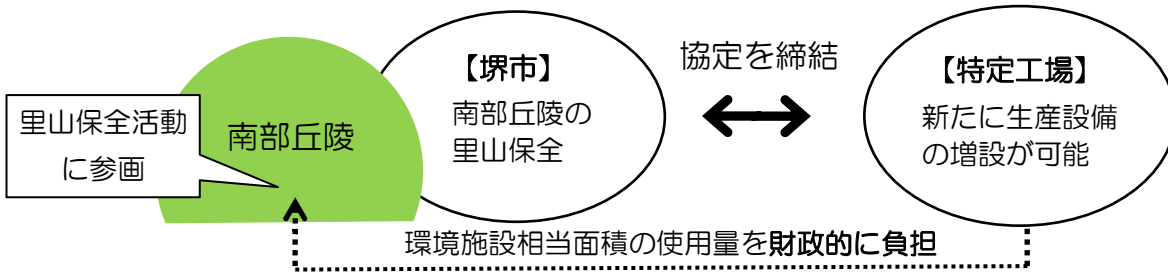


工場立地法における「敷地外緑地制度」のあらまし

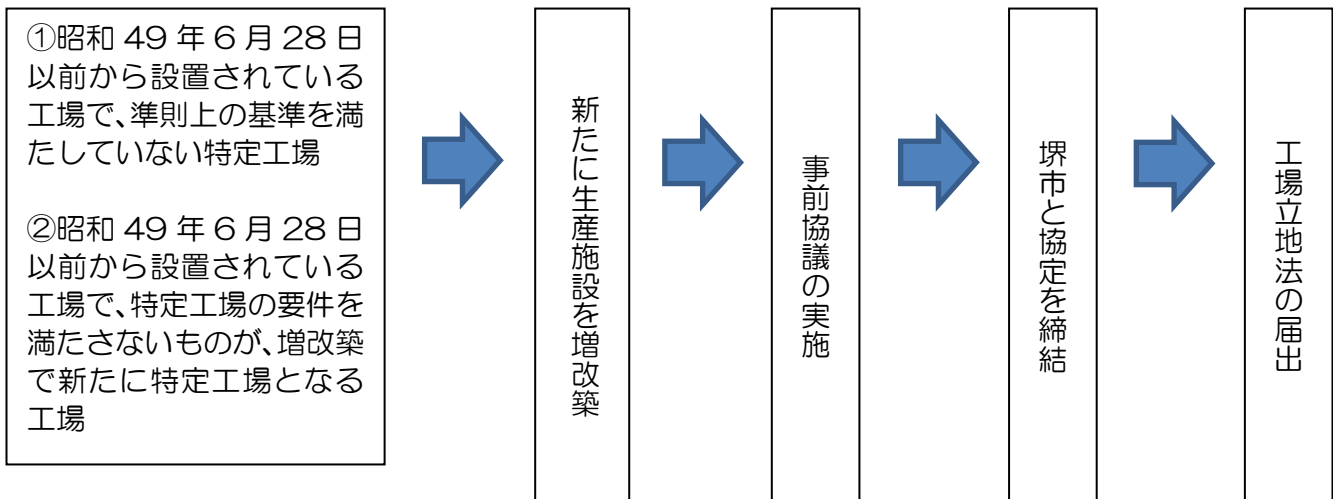
工場立地法の届出を要する特定工場*のうち、法施行以前から立地している一部の工場を対象として、新たに生産施設を増設する場合に、すでにある緑地を維持するなどの一定の要件を満たし、さらに、一定の財政的負担をすることで南部丘陵の里山保全に貢献することから、敷地内緑地と同程度の効果を持つものと認める制度



対象となる事業者

- 次の要件を満たす工場（特定工場）で、工場の新設、緑地や生産施設等の変更を行う場合
- 工場周辺の地域の住環境との調和という観点から、「堺市緑の工場ガイドライン」に基づき、工場敷地内においても、既存緑地は維持するとともに、より質の高い緑地形成に努めること。
 - 本市と工場立地法に係る敷地外緑地の施設整備及び維持管理に関する協定を結び、本市における里山景観と自然環境の保全に寄与すること。
 - 法施行以前から設置され、かつ準則上の基準*を満たしていない特定工場、又は、法施行以前から設置されている工場で特定工場の要件を満たさないものが、増改築で新たに特定工場となる場合であること。
 - 本制度を活用して確保した緑地と敷地内に確保する緑地等を合わせた面積が、準則に適合するために必要とされる緑地等面積を満たしていること。

手続きの流れ



※財政的負担で敷地外に緑地を確保

*特定工場の要件・業種が製造業、電気/熱/ガス供給業で、敷地面積が9000㎡以上
または建築面積が3000㎡以上の工場

*本市では平成18年4月1日から地域準則条例を施行し、緑地面積率を以下のとおり緩和している。

	右記区域以外	準工業地域	工業専用・工業地域
緑地面積	20%	15%	10%
環境施設面積	25%	20%	15%